第二条	二　加入者回線単価　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 三　平均単価　適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。 四　算定対象原価　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(次号において「合算算定対象加入者回線」という。)に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事	二　基礎的電気通信役務原価(一)　法第百九条第二項の原価(以下「基礎的電気通信役務原価」という。)のうち、設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係るものを除く。次号において同じ。)について、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(次号において「対象設備等」という。)を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。 三　基礎的電気通信役務原価(二)　基礎的電気通信役務原価のうち、設備管理部門の原価について、対象設備等を、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正省令」という。)附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費

	業者に係るものをいう。 五　算定対象加入者回線　合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。 六　平均原価　平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。	用を用いて算定したものをいう。 四　加入者回線単価(一)　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(基礎的電気通信役務原価(一)のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価(一)」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 五　加入者回線単価(二)　収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(基礎的電気通信役務原価(二)のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価(二)」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 六　平均単価(一)　適格電気通信事業者ごとの対象原価(一)の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。 七　平均単価(二)　適格電気通信事業者ごとの対象原価(二)の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナロ

		グ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。 八　算定対象原価(一)　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(一)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十号において「合算算定対象加入者回線(一)」という。)に係る加入者回線単価(一)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 九　算定対象原価(二)　全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」という。)に係る加入者回線単価(二)を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 十　算定対象加入者回線(一)　合算算定対象加入者回線(一)のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。 十一　算定対象加入者回線(二)　合算算定対象加入者回線(二)のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。 十二　平均原価(一)　平均単価(一)に算定対象加入者回線(一)の総数を乗じて得た額をいう。

		十三　平均原価(二)　平均単価(二)に算定対象加入者回線(二)の総数を乗じて得た額をいう。
第五条第一項	次に掲げる額を合算して得た額	第一号に掲げる額に一から交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。)を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額
	一　算定対象原価が平均原価を上回る場合の当該上回る額(各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。) 二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消	一　次に掲げる額を合算して得た額 イ　算定対象原価(一)が平均原価(一)を上回る場合の当該上回る額(各算定対象加入者回線(一)の加入者回線単価(一)のうち、平均単価(一)を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。) ロ　基礎的電気通信役務原価(一)のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線(一)に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係

	防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 三　法第百九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 四　次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 イ　法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ　施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算	る原価 ハ　基礎的電気通信役務原価(一)(施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ニ　次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 (1)　基礎的電気通信役務原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2)　施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ホ　次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 (1)　基礎的電気通信役務原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の

	出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 五　次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 イ　法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ　基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 六　次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 イ　法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ロ　基礎的電気通信役務収	当該上回る額 (2)　基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ヘ　次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 (1)　基礎的電気通信役務原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2)　基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 二　次に掲げる額を合算して得た額 イ　算定対象原価(二)が平均原価(二)を上回る場合の当該上回る額(各算定対象加入者回線(二)の加入者回線単価(二)のうち、平均単価(二)を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。) ロ　基礎的電気通信役務原価(二)のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係

	支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額	るものであって、算定対象加入者回線(二)に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ハ　基礎的電気通信役務原価(二)(施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ニ　次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 (1)　基礎的電気通信役務原価(二)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2)　基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ホ　次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 (1)　基礎的電気通信役務原価(二)

		が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2)　基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 ヘ　次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額 (1)　基礎的電気通信役務原価(二)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額 (2)　基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
第七条第一号	及び加入者回線単価	並びに加入者回線単価(一)及び加入者回線単価(二)
第七条第二号	法第百九条第二項の原価	基礎的電気通信役務原価
第十一条	この節	この節並びに令和二年改正省令附則第三条及び第四条
第十二条第一項	法第百九条第二項の原価(以下「基礎的電気通信役務原価」という。)	基礎的電気通信役務原価

<table>
<tr><td></td><td>基礎的電気通信役務の提供</td><td>基礎的電気通信役務原価(一)及び基礎的電気通信役務原価(二)の別に区分し、それぞれ基礎的電気通信役務の提供</td></tr>
<tr><td>附則第八項</td><td><table>
<tr><td>第二条第三号</td><td>平均単価</td><td>基準単価</td></tr>
<tr><td></td><td>除して得た額</td><td>除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額</td></tr>
<tr><td>第二条第六号</td><td>平均原価</td><td>基準原価</td></tr>
<tr><td></td><td>平均単価</td><td>基準単価</td></tr>
<tr><td>第五条第一項第一号</td><td>算定対象原価</td><td>平成十八年四月一日以降IP電話(電気通信番号規則(令和</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><td>第二条第六号</td><td>平均単価(一)</td><td>基準単価(一)</td></tr>
<tr><td></td><td>除して得た額</td><td>除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価(一)の標準偏差の二倍の額を加えた額</td></tr>
<tr><td>第二条第七号</td><td>平均単価(二)</td><td>基準単価(二)</td></tr>
<tr><td></td><td>除して得た額</td><td>除して得た額に、全ての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価(二)の標</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

				元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価				準偏差の二倍の額を加えた額
						第二条第十二号	平均原価(一)	基準原価(一)
							平均単価(一)	基準単価(一)
						第二条第十三号	平均原価(二)	基準原価(二)
							平均単価(二)	基準単価(二)
						第五条第一項第一号イ	算定対象原価(一)	平成十八年四月一日以降IP電話(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話
				平均原価	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線			

				を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価			の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価(一)
			各算定対象加入者回線の加入者回線単価	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線の加入者回線単価		平均原価(一)	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価(一)
			平均単価	平成十八年四月一日以降IP		各算定対象加入者回線	平成十八年四月一日以

							(一)の加入者回線単価(一)	降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなした場合の各算定対象加入者回線(一)の加入者回線単価(一)
							平均単価(一)	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価(一)
						第五条第一項第二号イ	算定対象原価(二)	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したア
				電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価				

					ナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価(二)
				平均原価(二)	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準原価(二)
				各算定対象加入者回線(二)の加入者回線単価(二)	平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供してい

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>るものとみなした場合の各算定対象加入者回線(二)の加入者回線単価(二)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>平均単価(二)</td><td>平成十八年四月一日以降IP電話に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した基準単価(二)</td></tr>
<tr><td>附則第九項</td><td>第五条第一項第一号</td><td colspan="3">第五条第一項第一号イ及び第二号イ</td></tr>
<tr><td></td><td>及び加入者回線単価</td><td colspan="3">並びに加入者回線単価(一)及び加入者回線単価(二)</td></tr>
<tr><td>別表第一</td><td><table><tr><td>設備管理部門の基礎的電気通信役務原価</td><td>うち第</td><td>うち第一</td></tr></table></td><td colspan="3"><table><tr><td>設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(一)</td><td>うち第</td><td>うち第</td><td>設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(二)</td><td>うち第</td><td>うち第</td></tr></table></td></tr>
</table>

	一種公衆電話機台数削減以外の費用	種公衆電話機台数削減費用

	一種公衆電話機台数削減以外の費用	一種公衆電話機台数削減費用	一種公衆電話機台数削減以外の費用	一種公衆電話機台数削減費用

基礎的電気通信役務原価

基礎的電気通信役務原価(一)	基礎的電気通信役務原価(二)

基礎的電気通信役務原価の欄	基礎的電気通信役務原価(一)及び基礎的

<table>
<tr><td></td><td></td><td>電気通信役務原価(二)の欄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別表第二</td><td><table><tr><td>加入者回線単価</td><td>緊急通報役務原価</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td><table><tr><td>加入者回線単価(一)</td><td>加入者回線単価(二)</td><td>緊急通報役務原価(一)</td><td>緊急通報役務原価(二)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>注　収容局ごとに、緊急通報役務原価の欄には、第5条第1項第2号に規定する原価を記載すること。</td><td>注
1　収容局ごとに、緊急通報役務原価(一)の欄には、第5条第1項第1号ロに規定する原価を記載すること。
2　収容局ごとに、緊急通報役務原価(二)の欄には、第5条第1項第2号ロに規定する原価を記載すること。</td></tr>
</table>